利益の処分に関する書類

（平成29年９月１日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処分利益	2,481	Ⅱ　利益処分額	
当期総利益	2,481	積立金	2,481

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで改訂前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づく業務達成基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、改訂後の第81（注解60、注解61）に基づく業務達成基準を採用しております。

これによる財務諸表への影響はありません。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	４～50年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～20年
車両	２年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により財源措置されない退職給付について、当該事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

６．環境対策引当金の計上基準

環境有害物質の除却に伴う処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

最終仕入原価法に基づく低価法

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率については、10年利付国債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算しております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表

１．運営費交付金から充当されるべき退職一時金に係る退職給付引当金の見積額　7,465,352,059円

２．高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項の規程に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　5,527,609,584円

３．金融商品の状況に関する事項

当センターは、資金運用については預金及び公債に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入によっております。

また、当センターの診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っております。

４．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	14,081	14,081	—
⑵医業未収金	7,435	7,435	—
⑶長期借入金	(16,591)	(17,055)	(464)
⑷買掛金	(3,093)	(3,093)	(—)
⑸未払金	(13,643)	(13,643)	(—)